

附 則 [PTA 役員選出に関する細則]

この規程は、第三中学校PTA（以下「PTA」という。）の執行部並びにクラス役員（卒業対策委員）の選出にあたり、経験者並びにやむを得ない事情がある会員等の選出免除に関し、必要な事項を定めるものとします。

① 本校PTAの執行部並びにクラス役員を経験した会員及び市P連役員を経験した会員の役員選出免除は、下記のとおりとします。

1. PTA執行部（会長・副会長・書記・会計）を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降の全ての役員選出の選考対象から除外されることができます。
2. PTA各委員会の委員長を経験した会員は、本人の申し出により、委員長在任時の会長選出及び翌年度以降のクラス役員・学年代表選出の選考対象から除外されることができます。
3. 市P連役員となった場合、本人の申し出により、翌年度以降の全ての役員選出の選考対象から除外されることができます。
4. クラス役員（各委員会の委員長となった者を除く）を経験した会員は、本人の申し出により、翌年度以降のクラス役員・学年代表の選考対象から除外されることができます。ただし、その効果は兄弟姉妹には及ばないものとします。

② やむを得ない事情があり、選考委員会が適当と認める場合は、その事由が解消されるまでの間、役員選出の選考対象から除外されることができます。ただし、やむを得ない事情とは下記の事例などをいいます。

1. 入院・加療などの予定がある。
2. 慢性的な疾患で、活動が困難である。
3. 出産予定である。
4. 年度途中で転出することが決まっている。
5. その他、会長が役員選出に適当でないとする場合。

③ この規程に定めるもののほか、必要な事項は選考委員会に諮って決定します。

(経過措置)

この規程が施行される前に本校PTAの役員を経験した会員については、本規程の適用を受けるものとします。

この規程は、令和3年5月7日から施行します。